

(目的)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、不幸にして犯罪行為により傷害を受けた町民又はその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族を支援することにより、精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「犯罪被害」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）による傷害又は死亡をいう。

2 この条例において、「傷害」とは、医師の診断により、全治1月以上の加療を要するものをいう。

3 この条例において、「町民」とは、犯罪被害を受けた当時、本町において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者をいう。

(傷害支援金等の支給)

第3条 町は、犯罪被害を受けた町民（以下「被害者」という。）に対する傷害支援金又は被害者の遺族に対する遺族支援金（以下「傷害支援金等」という。）を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する町民とする。

(1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合にあっては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号

に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げた順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷害支援金等の額)

第5条 傷害支援金等は、一時金とし、その額は次のとおりとする。

(1) 傷害支援金 10万円

(2) 遺族支援金 30万円

2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、遺族支援金の額は、前項第2号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額とする。

(傷害支援金等の支給申請)

第6条 傷害支援金等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請するものとする。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日の翌日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日の翌日から7年を経過したときは、これをすることができない。

(傷害支援金等の支給制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害支援金等の支給をしないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。ただし、被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項の規定に該当する被害者である場合については、この限りでない。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪の発生につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、傷害支援金等を支給することが社会通念上適切でないとき。

(決定)

第8条 町長は、第6条の申請があったときは、速やかに審査の上、支給の適否を決定しなければならない。

(傷害支援金等の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により傷害支援金等を受けた者がいるとき、又は傷害支援金等の支給後において、第7条の規定に該当することが判明したときは、当該傷害支援金等をその者から返還させなければならない。

(福祉サービスの提供)

第10条 町長は、被害者及びその遺族が犯罪被害により心身に受けた影響から回復できるよう適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第11条 町長は、警察及びその他関係機関との連携を強化し、被害者及びその家族の精神的負担の軽減とこれらの者に対する支援のためのネットワークの形成を推進するとともに、支援について適切に対応できる職員の育成に努める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。